下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会 規約

(設置)

第1条 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起 因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、今後、下水道等の劣化の進行 が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な 下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐 れのある地下管路の施設管理のあり方などを専門的見地から検討する ため、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委 員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その 職務を代理する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、国土交通省大臣官房上下水道審議官グループ、大 臣官房技術調査課、総合政策局、道路局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第5条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことがで きる。

(議事の公開)

第6条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨 について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームペ ージで公開する。

(資料の公開)

第7条 会議の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義 務が課せられる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会 委員名簿 (2025 年 2 月時点)

	氏 名	役 職
委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉 正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立 泰美	甲南大学経済学部 教授
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委 員	岡久 宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委 員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委 員	佐々木 健	東京都 下水道局長
委 員	三宮 武	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委 員	長谷川 健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委 員	宮武 裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委 員	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授

(委員長以外50音順、敬称略)

<オブザーバー> 総務省 経済産業省